

2024年5月

お客様各位

新潟信用金庫

定期性預金規定の改定について

平素より、新潟信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。
当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規定を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規定

- ・ 期日指定定期預金規定 〈非自動継続型〉〈自動継続型〉
- ・ 自由金利型定期預金規定（M型）（スーパー定期）〈非自動継続型〉〈自動継続型〉
- ・ 変動金利定期預金規定（複利型）〈非自動継続型〉〈自動継続型〉
- ・ 積立定期預金規定
- ・ 積立型定期預金規定
- ・ 財形期日指定定期預金規定
- ・ 財形年金預金規定
- ・ 財形住宅預金規定

2. 改定日

2024年6月17日

3. 改定内容

期日指定定期預金規定 〈非自動継続型〉	
新	旧
3. (利息) (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約	3. (利息) (4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約

<p>日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>
--	---

期日指定定期預金規定〈自動継続型〉	
新	旧
<p>4. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>

自由金利型定期預金規定（M型）（スーパー定期）〈非自動継続型〉	
新	旧
<p>3. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合については6か月</p>	<p>3. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算（預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の</p>

<p>複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p>応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>
--	---

自由金利型定期預金規定 (M型) (スーパー定期) <自動継続型>	
新	旧
<p>4. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。<u><削除></u>)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>)によって計算(預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合については6か月複利の方法)し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。</p>

変動金利定期預金規定 (複利型) <非自動継続型>	
新	旧
<p>4. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約す</p>	<p>4. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約す</p>

<p>る場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>る場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>
--	---

変動金利定期預金規定（複利型）〈自動継続型〉	
新	旧
<p>4.（利息）</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>4.（利息）</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第3条第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p>

積立定期預金規定	
新	旧
<p>4.（利息）</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応</p>	<p>4.（利息）</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および第6条第3項の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応</p>

<p>じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。</p>
---	--

積立型定期預金規定	
新	旧
<p>7. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および第9条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>7. (利息)</p> <p>(6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および第9条第5項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p>

財形期日指定定期預金規定	
新	旧
<p>6. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入期間ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p>	<p>6. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入期間ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p>

財形年金預金規定	
新	旧
<p>5. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって計算します。</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前にこの預金を解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>①預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合 預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p> <p>②預入金額ごとの預金が自由金利型定期預金（M型）の場合 預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。</u>）によって計算します。</p>

財形住宅預金規定	
新	旧
<p>5. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨てます。<u>〈削除〉</u>）によって1年複利の方法により計算します。</p>	<p>5. (利息)</p> <p>(4) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切り捨て、<u>この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通</u></p>

	<p><u>預金利率とします。</u>) によって1年複利の方法により計算します。</p>
--	---

以上